

改正案	現行
<p>（同一種類の他の有価証券）</p> <p>第六条 令第一条の六に規定する内閣府令で定める同一種類の他の有価証券は、当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。</p> <p>一～三の二（略）</p> <p>四 株券 株式に係る利益の配当等の内容</p> <p>四の二～十一（略）</p>	<p>（同一種類の他の有価証券）</p> <p>第六条 令第一条の六に規定する内閣府令で定める同一種類の他の有価証券は、当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。</p> <p>一～三の二（略）</p> <p>四 株券（端株券を含む。） 株式に係る利益の配当等の内容</p> <p>四の二～十一（略）</p>